

# 第574回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年4月16日(木)

午前10時

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 知事許可漁業の許可の基準について【諮問】

(2) 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について【協議】

(3) しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果と今後のスケジュールについて【協議】

(4) 令和8年度事業計画について【協議】

(5) 令和8年度漁業調整関係業務について【報告】

(6) その他

7 閉 会

霞水諮問第 1 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 5 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 4 月 14 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

## 茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準 (案)

(趣旨)

### 第1条

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第11条第5項並びに同規則同条第7項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

(許可の基準)

第2条 漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び規則第11条第1項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者が申請した場合

ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合(船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合)

イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者(やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない)

(2) 許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合

(3) 1年に90日以上茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(4) 茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(5) 第1号から第4号のいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

付則

この基準は、令和8年 月 日から施行する。

## 知事許可漁業の許可の基準の見直しについて

霞ヶ浦北浦水産事務所

## 1 概要

- ・許可の基準は、県が公示した許可をすべき船舶等の数を、申請数が上回った場合に許可等をする者を定める基準となるもの。
- ・現行の基準は、旧漁業法に基づく基準を踏襲して定めたが、改正漁業法に基づく新たな制度での運用が始まってから一定期間経過したことから、茨城海区における同種基準の改正状況及び霞ヶ浦北浦海区の現状を踏まえた見直しを行う。

## 2 見直しの内容

- ・漁業種類ごとに定めていた基準を一本化する。
- ・現在許可を受有し、操業実績を有する者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合を考慮）に優先的に許可される点は従来どおりであるが、許可を受けた者の従業者（子弟や乗り子）が独立しようとした場合にも優先的に許可する規定を設ける。
- ・当該漁業の許可を有さない者については、既に漁業で生計を立てている者を優先的に許可することとし、霞ヶ浦北浦において漁業を営む日数が1年に90日以上のある者、同90日未満の者、それ以外の者に区分する。

## 3 見直しに伴う手続について

- ・当該基準を定める際は、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第11条第5項並びに同規則同条第7項の規定により、漁業調整委員会の意見を聴いた上で定める必要がある。
- ・また、行政手続法第2条第8号ロに規定する審査基準に該当することから、同法第39条の規定によりパブリックコメントを行って定め、同法第5条第3項の規定により公にしておく必要がある。
- ・令和8年2月12日～3月13日に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、今回、許可の基準に係る諮問を行う。

## 4 スケジュール

令和8年1月14日	漁業調整委員会（協議）
令和8年2月12日～ 3月13日	パブリックコメントの実施（30日間）
令和8年4月16日 <u>&lt;本日&gt;</u>	漁業調整委員会（許可の基準に係る諮問、許可等に関する取扱方針の改正に係る協議）
令和8年5月	漁業調整委員会（有効期間中の許可に係る諮問）

## 許可の基準（現行）

第1 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業（いさぎ・ごろひき網漁業）、その他機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）、しらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）、建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）、つけ漁業

1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

【関係法令抜粋】

○漁業法 抜粋

(都道府県知事による漁業の許可)

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～9 省略

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第四十三条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第四十六条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8～9 省略

## 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について

霞ヶ浦北浦水産事務所

令和8年1月14日開催の調整委員会において、知事許可漁業の「許可の基準」の見直しに伴い「許可等の取扱方針」の改正が必要な旨を説明した。今般、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針を、別添のとおり改正する。

### 1. 改正する取扱方針

- (1) 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業（いさぎ・ごろひき網漁業）の許可等に関する取扱方針
- (2) 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）の許可等に関する取扱方針
- (3) さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）の許可に関する取扱方針
- (4) さし網漁業のうちしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）の許可に関する取扱方針
- (5) 建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）の許可に関する取扱方針
- (6) つけ漁業の許可に関する取扱方針

※（1）、（2）の漁業種類は「船舶ごとの許可であり、船舶を指定している許可（対船許可）」である。

※（3）～（6）漁業種類は「船舶は特段の指定は受けず、人ごとの許可（対人許可）」である。ただし、現行の漁業許可証には使用船舶の記載がある。

### 2. 改正内容及び理由

#### （1）許可の基準の見直し

- ・各漁業種類の取扱方針に定められた「許可の基準」を一本化することに伴い、現行の各漁業種類の取扱方針から「許可の基準」の項を削除する。

#### （2）対人許可における「起業の認可」の承認

- ・起業の認可については、これまで対船漁業のみで認められていたが、対人漁業についても起業の認可を認める。そのため、これまでの取扱方針の文言を一部改正する（「許可」を「許可又は起業の認可（以下、許可等）」に変更）。

※「起業の認可」：船舶の建造や取得（購入・借り受け）前に、知事許可漁業等の許可を予め受ける手続き。

### (3) 対人許可における船舶の制限措置の見直し

- ・霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業では、制限措置として「船舶の総トン数（2.5トン以下）」と「推進機関の馬力数（80kW以下）」が定められている。
- ・知事許可漁業のうち、制度上は、船舶が無くても操業可能である対人漁業許可（さし網、ます網、つけ）において当該制限があることは適切ではないため、対人漁業許可の制限措置から船舶に関する制限措置内容を削除する。
- ・なお、「霞ヶ浦北浦海区における漁船登録及び建造許可等に関する取扱方針」により、総トン数2.5トン以下（旧測度4.00トン）、推進機関の馬力数80キロワット（旧漁船法馬力25馬力）を超える船舶については、原則、漁船登録できないことから、制限措置から削除したとしても漁業調整上の支障はないものとする。

**小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)  
の許可等に関する取扱方針(案)**

(趣旨)

第 1 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 70 条第 2 号の規定による小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第 2 規則第 10 条第 1 項第 1 号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 12 条第 1 項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第 3 規則第 11 条第 1 項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
手繰第 1 種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)
- (2) 許可等をすべき船舶等の数  
漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数  
2.5 トン以下とする。
- (4) 推進機関の馬力数  
80 キロワット以下とする。
- (5) 操業区域  
次のうちのいずれかとする。  
ア 霞ヶ浦  
イ 北浦及び外浪逆浦
- (6) 漁業時期  
4 月 1 日から翌年 1 月 20 日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格  
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(継続許可)

第 4 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 5 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第 6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。  
2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第 7 規則第 13 条第 1 項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 綱巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。
- (2) 毎週日曜日及び水曜日の 2 日間は操業してはならない。

ただし、4月1日が日曜日又は水曜日の場合は、4月1日についてのみこの限りではない。

(3) 操業時間は日の出から日没までとする。

(4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和7年11月25日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。

## 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）の許可等に関する取扱方針（案）

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1） 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

（2） 許可等をすべき船舶等の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

（3） 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

（4） 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

（5） 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。

（ア） かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（イ） かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（ウ） 次のa、b、c、d、e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域

a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱

b aから180度450メートルの点

c aから156度1,500メートルの点

d fから171度2,000メートルの点

e fから144度700メートルの点

f かすみがうら市坂に設置した標柱

（エ） かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（オ） かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域

（カ） 次のa、b、c、d及びeの各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域

a 石岡市井関関川干拓南東端

- b a から 94 度 400 メートルの点
- c e から 234 度 30 分 500 メートルの点
- d e から 234 度 30 分 350 メートルの点
- e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱
- (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から 234 度 30 分の線と同市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線との間における同市湖岸から 400 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ク) 行方市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線と同市荒宿舟入場左岸から 230 度の線との間における同市湖岸線から 600 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ケ) 次の a、b、c、d、e 及び f の各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域
  - a 行方市荒宿舟入場左岸から 230 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
  - b a から 230 度 00 分 900 メートルの点
  - c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 10.00 から 245 度 40 分 650 メートルの点
  - d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点
  - e f から 250 度 00 分 900 メートルの点
  - f 行方市麻生新田に設置した標柱から 250 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
- (コ) 次の a、b、c、d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
  - a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
  - b a から 266 度 30 分 630 メートルの点
  - c a から 219 度 900 メートルの点
  - d e から 80 度 1,000 メートルの点
  - e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00
- (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次の a、b、c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
  - a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
  - b a から 0 度 1,400 メートルの点
  - c d から 0 度 600 メートルの点
  - d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から 38 度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から 700 メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (ソ) 次の a、b、c、d、e、f、g、h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
  - a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
  - b a から 38 度 00 分 600 メートルの点
  - c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点
  - d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 47.00 から 70 度 00 分 700 メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
  - e 土浦市手野町地先国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 5.50 から 218 度 40 分 392

- メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
- f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点
- g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から 220 度 00 分 1,000 メートルの点
- h i から 204 度 810 メートルの点
- i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱

- イ 規則第 32 条及び第 37 条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。
- (ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第 8 号禁漁区を除いた水域
- (イ) 銚田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを結んだ線以北の水域
- (ウ) 鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以北で、かつ、(イ)以外の水域における第 2 種共同漁業権漁場

(6) 漁業時期

7 月 21 日から 12 月 31 日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(継続許可)

第 4 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 5 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第 6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第 7 規則第 13 条第 1 項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日及び水曜日の 2 日間は操業してはならない。  
ただし、7 月 21 日が日曜日又は水曜日の場合は 7 月 21 日についてのみこの限りではない。
- (2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第 8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年 3 月 31 日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

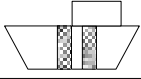
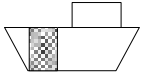
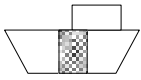
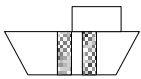
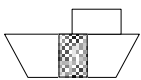
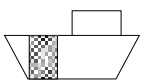
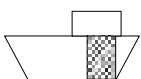
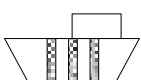

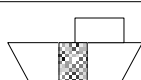
- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

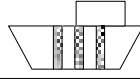
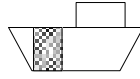
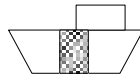
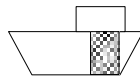
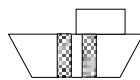
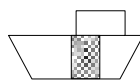
付 則

この方針は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

付 則  
この方針は、令和8年 月 日から施行する。

表 許可船舶の塗装の表示

作業区域	所属組合		標識内容
霞ヶ浦	霞ヶ浦	土浦支部	 斜線の部分は木船白色, FRP船黒色 船体の中央部に幅50センチメートル, 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
		玉造支部	 斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		かすみ がうら市 支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		牛堀支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル, 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
		稲敷 古支部	 斜線の部分は木船白色, FRP船黒色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		美浦支部	 斜線の部分は木船白色, FRP船黒色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		小美玉 支部	 斜線の部分は木船白色, FRP船黒色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
		阿見町 支部	 斜線の部分は木船白色, FRP船黒色 船体の中央部に幅30センチメートル, 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
	麻生	 斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する	
	その他	 斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する	

作業区域	所属組合		標識内容
北浦	きたうら 広域	大和支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅30センチメートル, 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
		北浦支部	 斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
		大洋 鉦支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
		大野 鹿支部	 斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
	潮来	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル, 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する	
	その他	 斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する	

## さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可等に関する取扱方針(案)

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦

イ 北浦及び外浪逆浦

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

## さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可等に関する取扱方針(案)

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

イ 北浦及び外浪逆浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

(4) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。

(2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

## 建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可等に関する取扱方針(案)

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

ます網漁業(張網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面

イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦

ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業権漁場区域を除く。)

基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱

(ア) 基点第1号から326度38分潮来市米島突端

(4) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

ア 第5号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住所を有する者

イ 第5号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者

ウ 第5号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有する者

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) まず網の設置は、1 統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を 2 以上有する者については、その許可の統数以内とする。
- (2) まず網の設置は、水ぎわから 90 メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第 8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年 3 月 31 日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 8 年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

## つけ漁業の許可等に関する取扱方針（案）

（趣旨）

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第4条第1項第5号の規定によるつけ漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可についての適格性）

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1）漁業種類

- ア おだ漁業
- イ 笹浸漁業
- ウ その他つけ漁業

（2）許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

（3）操業区域

次のうちのいずれかとする。

- ア 霞ヶ浦
- イ 北浦及び外浪逆浦

（4）漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

（5）漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

（継続許可）

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

（承継許可）

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

（有効期間中の許可）

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

（許可等の条件）

第7 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可等については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。

（資源管理の状況等の報告）

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

## 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="125 220 1021 300"><b>小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</b></p> <p data-bbox="69 368 304 400">第1～第3 (略)</p> <p data-bbox="85 464 174 496"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1200 220 2096 300"><b>小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</b></p> <p data-bbox="1144 368 1379 400">第1～第3 (略)</p> <p data-bbox="1173 464 1339 496"><u>(許可の基準)</u></p> <p data-bbox="1144 512 2175 592">第4 <u>規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。</u></p> <p data-bbox="1173 608 1957 639"><u>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 655 2040 687"><u>(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 703 1592 735"><u>(3) 前2号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 751 2123 783">2 <u>前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 799 2175 831"><u>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 847 1563 879"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 895 2145 927">3 <u>前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 943 2011 975"><u>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 991 1563 1023"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 1038 2145 1070">4 <u>前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 1086 2175 1166"><u>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 1182 1563 1214"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 1230 2145 1262">5 <u>前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 1278 1787 1310"><u>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 1326 1563 1358"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 1374 2175 1453">6 <u>前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。</u></p>

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 網巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。
- (2) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。  
ただし、4月1日が日曜日又は水曜日の場合は、4月1日についてのみの限りではない。
- (3) 操業時間は日の出から日没までとする。
- (4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(許可等の条件)

第8 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 網巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。
- (2) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。  
ただし、4月1日が日曜日又は水曜日の場合は、4月1日についてのみの限りではない。
- (3) 操業時間は日の出から日没までとする。
- (4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日

までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。

までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

改正案	現行
<p data-bbox="125 172 1010 252">小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p data-bbox="69 320 304 347">第1～第3 (略)</p> <p data-bbox="85 416 170 443"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1200 172 2085 252">小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)の許可等に関する取扱方針</p> <p data-bbox="1144 320 1379 347">第1～第3 (略)</p> <p data-bbox="1173 416 1339 443"><u>(許可の基準)</u></p> <p data-bbox="1144 464 2175 544">第4 <u>規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。</u></p> <p data-bbox="1173 560 1957 587"><u>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 608 2040 635"><u>(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 655 1592 683"><u>(3) 前2号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 703 2123 730">2 <u>前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 751 2175 778"><u>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 799 1563 826"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 847 2145 874">3 <u>前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 895 2011 922"><u>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 943 1563 970"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 991 2145 1018">4 <u>前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 1038 2175 1118"><u>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 1134 1563 1161"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 1182 2145 1209">5 <u>前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p data-bbox="1173 1230 1787 1257"><u>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</u></p> <p data-bbox="1173 1278 1563 1305"><u>(2) 前号に掲げる者以外の者</u></p> <p data-bbox="1144 1326 2175 1406">6 <u>前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。</u></p> <p data-bbox="1144 1422 2175 1453">7 <u>第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、</u></p>

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(許可等の条件)

第7 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。  
ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。
- (2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(許可等の条件)

第8 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。  
ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。
- (2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。

表 許可船舶の塗装の表示（略）

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

表 許可船舶の塗装の表示（略）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可等に関する取扱方針</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)(以下「当該漁業」という。)の<u>許可又は起業の認可</u>(以下「<u>許可等</u>」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 雑魚さし網漁業(掛網漁業)</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 操業区域 次のうちのいずれかとする。 ア 霞ヶ浦 イ 北浦及び外浪逆浦</p> <p><u>(5)</u> 漁業時期</p>	<p style="text-align: center;"><b>さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可に関する取扱方針</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)(以下「当該漁業」という。)の<u>許可</u>については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 雑魚さし網漁業(掛網漁業)</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p><u>(3) 船舶の総トン数</u> <u>2.5 トン以下とする。</u></p> <p><u>(4) 推進機関の馬力数</u> <u>80 キロワット以下とする。</u></p> <p><u>(5)</u> 操業区域 次のうちのいずれかとする。 ア 霞ヶ浦 イ 北浦及び外浪逆浦</p> <p><u>(6)</u> 漁業時期</p>

1月1日から12月31日までとする。

(6) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(削除)

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」と

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第7 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

は、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

この方針は、令和8年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

改正案	現行
<p data-bbox="129 225 1077 304"><b>さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可等に関する取扱方針</b></p> <p data-bbox="103 368 181 400">(趣旨)</p> <p data-bbox="69 416 1106 639">第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)(以下「当該漁業」という。)の<u>許可又は起業の認可</u>(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p data-bbox="103 703 405 735">(許可についての適格性)</p> <p data-bbox="69 751 226 783">第2 (略)</p> <p data-bbox="69 847 215 879">(制限措置)</p> <p data-bbox="69 895 965 927">第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="103 943 304 975">(1) 漁業種類</p> <p data-bbox="159 991 651 1023">しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)</p> <p data-bbox="103 1038 495 1070">(2) 許可をすべき漁業者の数</p> <p data-bbox="129 1086 1106 1166">漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p data-bbox="69 1182 181 1214"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="103 1374 304 1406">(3) 操業区域</p> <p data-bbox="159 1422 495 1453">次のうちのいずれかとする。</p>	<p data-bbox="1200 225 2148 304"><b>さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可に関する取扱方針</b></p> <p data-bbox="1173 368 1252 400">(趣旨)</p> <p data-bbox="1140 416 2177 592">第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)(以下「当該漁業」という。)の<u>許可</u>については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1173 703 1476 735">(許可についての適格性)</p> <p data-bbox="1140 751 1296 783">第2 (略)</p> <p data-bbox="1140 847 1285 879">(制限措置)</p> <p data-bbox="1140 895 2036 927">第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1173 943 1375 975">(1) 漁業種類</p> <p data-bbox="1229 991 1722 1023">しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)</p> <p data-bbox="1173 1038 1570 1070">(2) 許可をすべき漁業者の数</p> <p data-bbox="1200 1086 2177 1166">漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p data-bbox="1173 1182 1458 1214">(3) <u>船舶の総トン数</u></p> <p data-bbox="1229 1230 1498 1262">2.5トン以下とする。</p> <p data-bbox="1173 1278 1480 1310">(4) <u>推進機関の馬力数</u></p> <p data-bbox="1229 1326 1565 1358">80キロワット以下とする。</p> <p data-bbox="1173 1374 1375 1406">(5) 操業区域</p> <p data-bbox="1229 1422 1570 1453">次のうちのいずれかとする。</p>

- ア 霞ヶ浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内
- イ 北浦及び外浪逆浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

(4) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(削除)

- ア 霞ヶ浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内
- イ 北浦及び外浪逆浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

(6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の

<p>(継続許可)</p> <p><u>第4</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p><u>第5</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p><u>第6</u> 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の条件)</p> <p><u>第7</u> 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。</p> <p>(2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p><u>第8</u> 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p>	<p><u>規定に基づく方法により許可をする者を定める。</u></p> <p><u>7</u> 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、<u>本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。</u></p> <p>(継続許可)</p> <p><u>第5</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p><u>第6</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p><u>第7</u> 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の条件)</p> <p><u>第8</u> 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。</p> <p>(2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p><u>第9</u> 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。</p> <p>付 則</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可等に関する取扱方針</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の<u>許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)</u>については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可についての適格性)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 ます網漁業(張網漁業)</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 操業区域 次のうちのいずれかとする。</p> <p>ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面</p>	<p style="text-align: center;"><b>建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の<u>許可</u>については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可についての適格性)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 ます網漁業(張網漁業)</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) <u>船舶の総トン数</u> <u>2.5トン以下とする。</u></p> <p>(4) <u>推進機関の馬力数</u> <u>80キロワット以下とする。</u></p> <p>(5) 操業区域 次のうちのいずれかとする。</p> <p>ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面</p>

- イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市本新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 3.50 とを結んだ線以南の霞ヶ浦
- ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第 1 号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第 2 種共同漁業権漁場区域を除く。)
- 基点第 1 号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱
- (ア) 基点第 1 号から 326 度 38 分潮来市米島突端

(4) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

- ア 第 5 号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住所を有する者
- イ 第 5 号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者
- ウ 第 5 号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有する者

(削除)

- イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市本新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 3.50 とを結んだ線以南の霞ヶ浦
- ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第 1 号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第 2 種共同漁業権漁場区域を除く。)
- 基点第 1 号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱
- (ア) 基点第 1 号から 326 度 38 分潮来市米島突端

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

- ア 第 5 号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住所を有する者
- イ 第 5 号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者
- ウ 第 5 号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有する者

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

<p>(継続許可)</p> <p><u>第4</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p><u>第5</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p><u>第6</u> 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の条件)</p> <p><u>第7</u> 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p>	<p>(1) <u>申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の者</u></p> <p>5 <u>前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</u></p> <p>(1) <u>所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の者</u></p> <p>6 <u>前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。</u></p> <p>7 <u>第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。</u></p> <p>(継続許可)</p> <p><u>第5</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p><u>第6</u> 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(有効期間中の許可)</p> <p><u>第7</u> 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の条件)</p> <p><u>第8</u> 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) ます網の設置は、1 統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を 2 以上有する者については、その許可の統数以内とする。

(2) ます網の設置は、水ぎわから 90 メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第 8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年 3 月 31 日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 8 年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

(1) ます網の設置は、1 統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を 2 以上有する者については、その許可の統数以内とする。

(2) ます網の設置は、水ぎわから 90 メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第 9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年 3 月 31 日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>つけ漁業の許可等に関する取扱方針</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第5号の規定によるつけ漁業(以下「当該漁業」という。)の<u>許可又は起業の認可</u>(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可についての適格性)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類</p> <p>ア おだ漁業</p> <p>イ 笹浸漁業</p> <p>ウ その他つけ漁業</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数</p> <p>漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 操業区域</p> <p>次のうちのいずれかとする。</p> <p>ア 霞ヶ浦</p>	<p style="text-align: center;"><b>つけ漁業の許可に関する取扱方針</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第5号の規定によるつけ漁業(以下「当該漁業」という。)の<u>許可</u>については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可についての適格性)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(制限措置)</p> <p>第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類</p> <p>ア おだ漁業</p> <p>イ 笹浸漁業</p> <p>ウ その他つけ漁業</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数</p> <p>漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) <u>船舶の総トン数</u></p> <p>2.5トン以下とする。</p> <p>(4) <u>推進機関の馬力数</u></p> <p>80キロワット以下とする。</p> <p>(5) 操業区域</p> <p>次のうちのいずれかとする。</p> <p>ア 霞ヶ浦</p>

イ 北浦及び外浪逆浦

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(削除)

イ 北浦及び外浪逆浦

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

(継続許可)

第4 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第6 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(許可の条件)

第7 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 (略)

(許可の条件)

第8 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和8年 月 日から施行する。ただし、この方針の施行前に受けた当該漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、従前の方針がなおその効力を有する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

# しらうおさし網漁業の許可に関する 実態調査結果と今後のスケジュール について

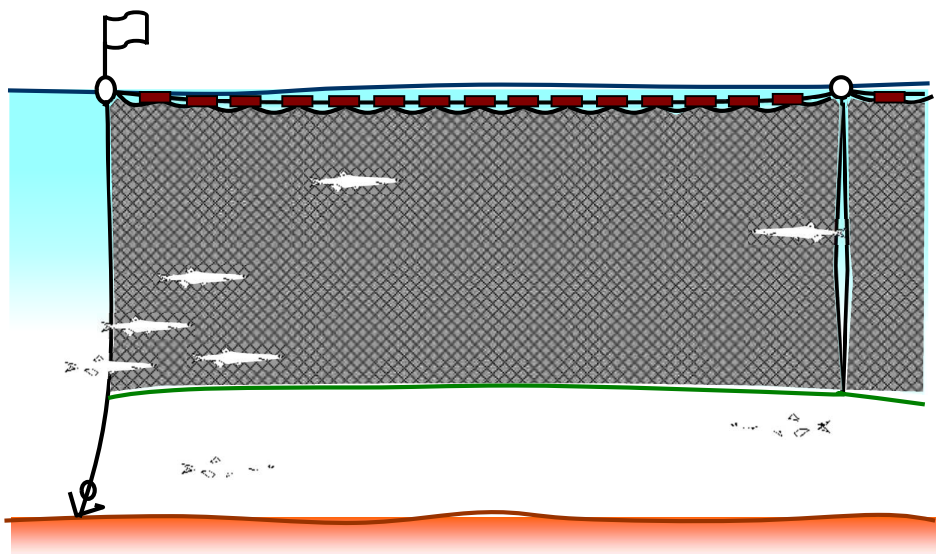


霞ヶ浦北浦水産事務所

1

## 1. しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果 について

### (1) しらうおさし網漁業について（概要）



漁獲対象：シラウオ

操業期間：4月1日～5月15日及び11月1日～翌年2月末日

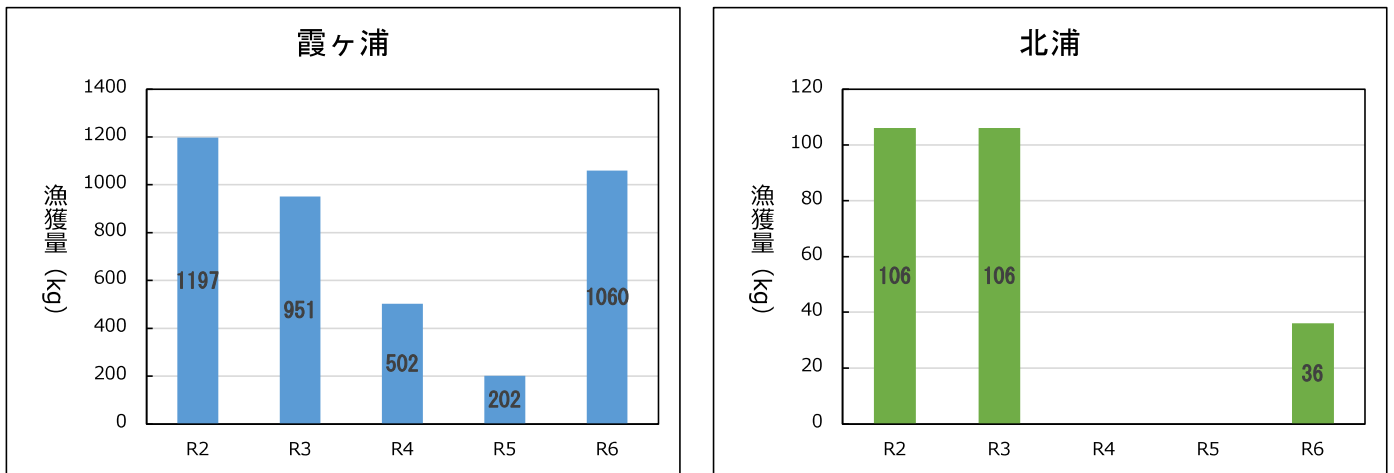
操業区域：第2種共同漁業権漁場内

操業方法：岸よりに漁具を設置し、シラウオを獲る。

2

# 1. しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果について

## (2) 霞ヶ浦北浦におけるシラウオ漁獲量について (操業日誌結果より)

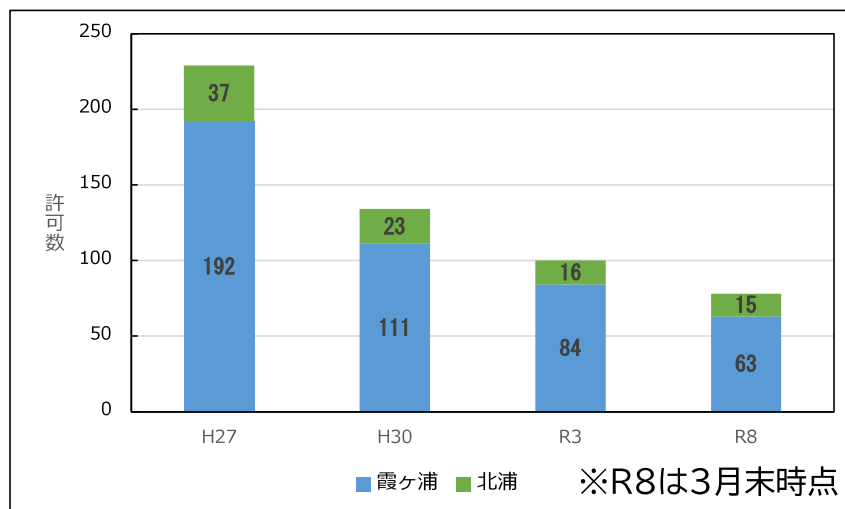


- ・ 霞ヶ浦における漁獲量は、年変動が大きい。
- ・ 北浦は操業者が少なく、全体の操業回数が漁獲量を左右する。

3

# 1. しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果について

## (3) 霞ヶ浦北浦における許可件数について (過年度一斉更新時結果より)



- ・ 霞ヶ浦と北浦の両方において、許可数は減少傾向にある。
- ・ R8現在の許可数は、H27の3分の1程度。

4

# 1. しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果について

## (4) 霞ヶ浦北浦における許可一斉更新に係る意向調査について

(令和8年度しらうおさし網漁業意向調査結果より)

区域	漁協	現在の許可数	廃業	更新	新規	合計
		(R8.3.31)	予定者数	希望者数	希望者数	希望者数
霞ヶ浦	霞ヶ浦	49	7	42	1	43
	麻生	14	3	11	1	12
北浦	きたうら広域	6	0	6	1	7
	潮来	8	1	7	0	7
	常陸川	1	0	1	1	2
計		78	11	<b>67</b>	<b>4</b>	<b>71</b>

次期許可期間（令和8年9月1日～令和13年8月31日）における許可希望人数

・霞ヶ浦地区：55名

・北浦地区：16名

霞ヶ浦北浦合計 71名

5

# 2. しらうおさし網漁業の許可一斉更新に関する今後のスケジュール（案）について

年	月	項目
令和8年	3月	・しらうおさし網漁業の実態・意向調査の実施
	4月	・調整委員会へ調査結果報告（本日）
	5月	・調整委員会へ制限措置及び申請すべき期間に係る諮問
	6～7月	・公示、申請すべき期間の開始 ・申請書受付、審査
	8月初旬頃	・許可証発給

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	開催	委員会	委員会	(休会)	委員会	(休会)	委員会	(休会) 現地視察予定	委員会	(休会)	委員会	(休会)
	諮問・答申	◎知事許可漁業の許可の基準について	◎漁業許可の制限措置及び申請すべき期間について  ◎しらうおさし網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間について				◎雑魚さし網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間について				◎つけ漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間について	
	協議	○しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果と今後のスケジュールについて  ○知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について  ○令和8年度事業計画について			○雑魚さし網漁業の許可に係る実態調査結果と今後のスケジュールについて				○つけ漁業の許可に係る実態調査結果と今後のスケジュールについて		○わかさぎ・しらうおひき網漁業の許可に係る実態調査結果と今後のスケジュールについて  ○ます網漁業の許可に係る実態調査結果と今後のスケジュールについて	
	委員会指示						□うなぎ筒漁業について					
	報告	●令和8年度漁業調整関係業務について	●落とし網漁業について  ●トロール漁期前調査に伴う特別採捕許可について  ●常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大試験について		●うなぎ筒漁業の現況について  ●トロール漁期前調査の結果について  ●全漁調連通常総会の結果について		●全漁調連の要望結果について  ●トロール漁の漁模様について  ●テナガエビ等の資源状況について  ●海面利用協議会の結果について		●漁業権に係る資源管理状況等の報告について  ●全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について		●主要魚種の資源状況について  ●ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について	
全国海区漁業調整委員会連合会（全漁調連）		第62回通常総会（東京都）		事務局長会議（滋賀県）			東日本ブロック会議（北海道）	事務局職員研修会（岩手県）				
茨城県海面利用協議会					霞ヶ浦北浦海区部会							

# 令和8年度 漁業調整関係事業について

霞ヶ浦北浦水産事務所

## 1. 漁業制度に関すること

漁業権漁業及び知事許可漁業等に関する制度を適切に運用するとともに、漁業の実態及びそれを取り巻く環境変化を把握し、漁業者自身による自主的な漁業管理体制の確立を推進する。

## 2. 漁業権漁業に関すること

現在、当海区においては、32 件の漁業権が免許されている（表 1）。

令和 2 年 12 月の改正漁業法の施行に伴い、漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の策定及び点検作業並びに資源管理の状況及び漁場の活用状況等の報告が義務付けられたため、地域の実情に沿った適切な助言・指導を行う。

表 1 霞ヶ浦北浦海区における漁業権の状況

漁業の種類	漁業の名称	免許件数	免許期間
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	18 件	R5. 9. 1～R15. 8. 31
	小型雑魚張網漁業		
第 1 種区画漁業	小割式養殖業	11 件	R6. 9. 1～R11. 8. 31
	真珠養殖業	3 件	R5. 9. 1～R15. 8. 31

## 3. 知事許可漁業に関すること

今年度は、しらうおさし網漁業、雑魚さし網漁業、つけ漁業（おだ漁業、笹浸漁業、その他つけ漁業）について、知事許可漁業の有効期間満了に伴う新たな許可（許可の一斉更新）が予定されている。併せて、有効期間中の新たな許可についても、改正漁業法に基づき、制限措置に関する漁業調整委員会への諮問等を経て、許可の発給を行う。

表 2 知事許可漁業の有効期間（令和 8 年 3 月 31 日現在）

漁業種類	有効期間	許可件数
しらうおさし網漁業	R3. 9. 1～ <u>R8. 8. 31</u>	78
雑魚さし網漁業	R4. 1. 1～ <u>R8. 12. 31</u>	172
つけ漁業（おだ漁業）	R4. 3. 25～ <u>R9. 3. 24</u>	13
つけ漁業（笹浸漁業）	R4. 3. 25～ <u>R9. 3. 24</u>	35
つけ漁業（その他のつけ漁業）	R4. 3. 25～ <u>R9. 3. 24</u>	11
わかさぎ・しらうおひき網	R4. 7. 21～R9. 7. 20	197
ます網漁業	R4. 7. 28～R9. 7. 27	16
いさぎ・ごろひき網漁業	R3. 3. 1～R13. 2. 28	51

#### 4. 承認漁業に関すること

うなぎ筒漁業について、令和8年4月から承認漁業（漁業調整委員会指示に基づく承認）になり、操業時の公的な制限条件が新たに設けられました。また、義務化された漁獲実績報告による操業実態、関係漁協へのヒアリングや代表者会議等の意見を踏まえ、次回の令和9年度の承認内容の決定を行う。

#### 5. 特別採捕許可に関すること

今年度、発給が想定される漁業調整規則に基づく主な特別採捕許可は次のとおり。

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| (1) ワカサギ漁期前調査（トロール解禁前）  | 6月下旬～7月上旬(予定) |
| テナガエビ漁期前調査（エビトロール自主解禁前） | 8月下旬～9月中旬(予定) |
| (2) ワカサギ人工ふ化放流事業（増殖事業）  | 1月下旬～2月（予定）   |
| (3) ワカサギ禁漁期間中の張網操業試験    | 1月下旬～2月（予定）   |
| (4) 帆びき網漁業（伝統漁法の承継及び観光） | 周年（年間特採）      |

※ 令和5年12月からうなぎ稚魚（全長13cm以下）が特定水産動植物に指定されたため、霞ヶ浦北浦海区においてうなぎ稚魚を採捕する場合には、漁業法に基づく特定水産動植物採捕許可の発給を行う。

#### 6. 資源管理型漁業の推進に関すること

令和6年2～3月に、管内4漁協が平成22年以降取り組んできたトロール部会における操業時間の自主管理に関する取組を基に「資源管理協定」を策定し、漁業法に基づく新たな自主的な資源管理体制を整備した。今年度も漁業者（漁協・漁業者部会）による自主的な資源管理の取組を支援し、漁業者による資源管理型漁業を一層推進する。

#### 7. 漁業秩序維持及び漁業取締に関すること

近年、漁業における資源管理や法令遵守の取組が強く求められており、漁業法改正においても罰則が大幅に強化されている。霞ヶ浦北浦においても、漁業者による自主的な資源管理が進む一方で、主要資源の減少が続いており、資源保護の観点からも漁業秩序の維持が求められている。このため、引き続き、採捕禁止期間等の法令遵守について指導・取締を徹底していく。

また、遊漁者についても、釣りルールの周知等を中心に指導を行い、霞ヶ浦北浦における漁業秩序維持に努める。

#### 8. 海面利用の調整に関すること

霞ヶ浦北浦における円滑な海面利用を図るため、漁業者と遊漁者や海洋性レクリエーション関係者との調整を行う。近年増加傾向にある外国人による遊漁等についてもチラシ配付などを通じてルールを周知する。

- ・海面利用協議会開催 令和8年8月～9月（予定）
- ・遊漁実態調査等 令和8年7月、11月（予定）  
遊漁及び海洋性レクリエーションの実態把握。  
令和5年度からは、テナガエビ釣りを重点化。

## 9. 漁船管理、漁港管理、保護水面管理に関すること

- (1) 登録漁船の検認や各種申請手続の指導等を通じて漁船管理を適切に行い、漁業生産力の合理的発展に資する。
- (2) 漁港の適正な管理指導を行う。
  - ・ 県 管 理 漁 港：麻生
  - ・ 市町村管理漁港：沖宿、牛渡、手賀、荒宿、五町田、小高、木原、白浜、安中、志戸崎
- (3) 水産資源の保護培養を図るため、保護水面を適切に維持管理する。
  - ・ 不鮮明な標示の補修、保護水面・禁止区域内における遊漁指導など

## 10. その他

- (1) 操業時の事故防止に向けた啓発活動の実施
- (2) 船外機の盗難事件等に対する漁協等による周知・啓発活動の支援